

登録説明会
日時 2月20日(火)

子育て応援!
子育て支援!
頼会員を募集します!
子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願いしてみませんか?登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

FAX 462-0160



問合先 あまつ子はるつ子
ふあみさぽセンター事務
局(七宝公民館1階)
日・月曜・祝日休み

FAX 444-3173
TEL 444-3173

初心者ママを応援します!
プレママ交流サロン

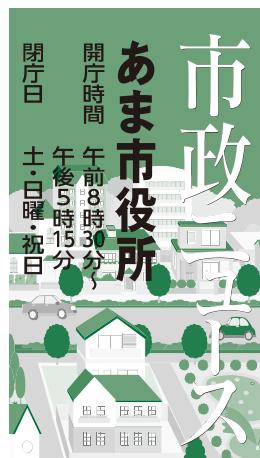
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

子育て



障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています

火曜日 午前 9時~正午
木曜日 午前 9時~正午、午後1時~4時
※上記以外の曜日のご利用につきましては、お問い合わせください。
問合先 障がい福祉課
☎485-5980 FAX444-1074
✉shogai@city.ama.lg.jp



市政
あま市役所

午前10時~11時30分
場所 七宝公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録

可能。事務局へお問い合わせください。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児を「希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要。

メール申込 件名「説明会申込み」、

本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して✉ama-harc famisapo@clovernet.ne.jpまで送信してください。

●ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれの児童(一定の障がいがある場合、平成15年4月2日生まれ以降の児童)を養育する方のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、次のいずれかに該当する方

問合先 子ども福祉課
FAX 444-32571
TEL 444-3173

【児童手当・特例給付支給日のご案内】
令和6年2月定期支払の支給日は、2月9日(金)です。入金は通帳記帳などでご確認ください。

問合先 子ども福祉課

問合先 子ども福祉課
FAX 444-32571
TEL 444-3173

●ひとり親世帯分

次のうち、いずれかに該当する方

①公的年金給付等を受けており、により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準の収入の方

課税である方と同様の事情にあると認められる方
2月29日(木)まで

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付しています。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申請をお忘れではありませんか?

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給しています。まだ、令和5年度中に支給を受けていない場合は、申請してください。

支給対象者

次の場合、いざれかに該当する方

①公的年金給付等を受けており、により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準の収入の方

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方
2月29日(木)まで

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
イ 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期

申請から約1ヶ月以内
※支払通知を送付しますので、ご確認ください。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方
ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

申請期間
※申請書は、子ども福祉課で配付します。

支給時期



LINE



ウェブサイト

豊かなスタッフが運営します。

日時

2月17日(土)

午前10時～
11時40分**場所**コミュニティ
プラザ萱津和室**対象**

市内在住または在勤で第1子を妊娠中(妊娠16週目以上)の女性

定員

8人から16人程度

費用

無料

内容

リラクゼーション効果の高いゆつたりとしたマタニティヨガで、身も心もリフレッシュします。

申込・問合先

あま市地域における女性のつながりサポート事業事務局(受託事業者NPO法人ママ・ぷらす)

勤務地月～金曜日の週5日以内
午前8時30分～午後5時15分まで**費用**

無料

内 容

リラクゼーション効果の高いゆつたりとしたマタニティヨガで、身も心もリフレッシュします。

勤務地コミュニティ
プラザ萱津和室**内 容**

市内の規定に基づき支給

定員

8人程度

費用

無料

内 容

リラクゼーション効果の高いゆつたりとしたマタニティヨガで、身も心もリフレッシュします。

内 容

あま市地域における女性のつながりサポート事業事務局(受託事業者NPO法人ママ・ぷらす)

内 容

リラクゼーション効果の高いゆつたりとしたマタニティヨガで、身も心もリフレッシュします。

募 集**介護保険に係る認定調査員(会計年度任用職員)を募集します!!**

その他認定調査に関する事務等

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 高齢福祉課

勤務日 月～金曜日の週5日以内
午前8時30分～午後5時15分まで

※勤務日については応相談

応募資格 ①及び②の資格を有する方

①左記①、②、③いずれかの資格を有する方

(ア)介護支援専門員

(イ)保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の資格を有し、実務の経験がある者

(ウ)都道府県・指定都市の行う認定調査員研修を修了し、実務の経験がある者

(エ)普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

②普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

②普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

ある(ア)、(イ)、(ウ)いずれか)
※合格の場合は健康診断書の写し

提出先 高齢福祉課(市役所内)

募集期間 2月9日(金)午後5時まで

※書類選考後、面接の上決定します。

問合先 高齢福祉課

FAX 444・3141

費用 無料

定員 8人程度

申込締切日において申込み人数が4人未満の場合は開催を中止する場合があります。

申込 2月22日(木)まで

問合先 高齢福祉課

FAX 444・3141

費用 無料

定員 8人程度

申込締切日において申込み人数が4人未満の場合は開催を中止する場合があります。

申込 2月22日(木)まで

問合先 高齢福祉課

FAX 444・3141

費用 無料

定員 8人程度

申込締切日において申込み人数が4人未満の場合は開催を中止する場合があります。

申込 2月22日(木)まで

問合先 高齢福祉課

所で従事する予定(希望)のある方
・住民主体による支援(訪問型サービスB)を実施する団体等で対象者の支援に直接従事する方
研修の詳細については、市公式ウェブサイトをご確認ください。

介護保険に係る認定調査員(会計年度任用職員)を募集します!!

その他認定調査に関する事務等

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 高齢福祉課

勤務日 月～金曜日の週5日以内
午前8時30分～午後5時15分まで

※勤務日については応相談

応募資格 ①及び②の資格を有する方

①左記①、②、③いずれかの資格を有する方

(ア)介護支援専門員

(イ)保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の資格を有し、実務の経験がある者

(ウ)都道府県・指定都市の行う認定調査員研修を修了し、実務の経験がある者

(エ)普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

②普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

②普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

②普通自動車運転免許を有し、単独で運転ができる方

提出書類と方法 左記①及び②

①履歴書1通(6か月以内の写真貼付)

パートタイム会計年度任用職員**(児童厚生員・補助員)募集****業務内容****児童館運営業務****勤務地****市内児童館6か所****勤務時間****午前8時30分～午後5時
15分(うち7時間、休憩1時間有)****週5日****応募資格****保育士、幼稚園・小中学校
教諭などの資格を有する方****補助員については特になし****パートタイム会計年度任用職員****(放課後児童支援員・補助員)募集****業務内容****児童クラブ運営業務****勤務地****市内放課後児童クラブ実施
施設15か所****勤務時間****午後2時30分頃～7時
※土曜日、学校休業日等は午前7時
30分～午後7時(うち6時間程度、
交代制)、週3～4日****応募資格****放課後児童支援員認定資
格、保育士、幼稚園・小中学校教諭、
社会福祉士の資格を有する方****補助員については特になし****憩の家寮母・寮父・児童厚生員・
補助員、放課後児童支援員・補助員共
通事項****賃金****市の規定に基づき支給****※通勤手当は距離に応じて支給****提出書類****履歴書(写真貼付)、資格
の写し****証の写し
の家寮母・寮父・児童厚生員・補助
員のみ)****提出期限****2月20日(火)まで****※書類提出後、面接のうえ決定します。****問合先****七宝地区 七宝児童館****FAX 442・22550****FAX 443・5454****FAX 445・1367****FAX 445・0346****保育園会計年度任用職員(保育士)****募集****業務内容****保育補助業務****賃金****市の規定に基づき支給****※通勤手当は距離に応じて支給****勤務地****市立保育園****勤務時間****午前7時30分～午後7時
(うち7時間以内勤務、休憩1時間
有)、週3～5日(月～土曜日)****応募資格****保育士資格を有する方****提出書類****履歴書(写真貼付)、資格
の写し****※後日依頼のときに健康診断書****保育園会計年度任用職員(准看護
師または看護師)募集****業務内容****保育補助業務****賃金****市の規定に基づき支給****勤務地****市立保育園****勤務時間****午前8時～午後4時30分
(うち7時間以内勤務、休憩1時間
有)、週3～5日(月～土曜日)****問合先 財政課****FAX 444・0982****ご厚意ありがとうございました。****現金1万円****教 育****就学通知書発送のお知らせ****令和6年度に小中学校に入学予定
のお子さまをおもちの保護者の方に、
1月下旬に就学通知書をお送りしま
した。通知書が届かない場合は、学校
教育課までご連絡ください。****なお、通知書は発送日時点で市内
に住民登録がある方に発送していま
すので、転出の予定がある場合でも
届きます。****問合先 学校教育課****FAX 444・0902****FAX 443・8210****FAX 443・2571****FAX 443・5988****FAX 443・2550****FAX 443・5454****FAX 444・1714****2月は、特別障害者手当・障害児福
祉手当・経過的福祉手当の支給月です。****寄附のお礼****市民の方****障がい福祉のために****現金2万円****福 祉****手当支給日のご案内****2月は、特別障害者手当・障害児福
祉手当・経過的福祉手当の支給月です。****山田 鉱治様**

2月9日(金)に振込も予定ですので、
ご確認ください。

問合先 障がい福祉課
☎ 485・5980

FAX 444・1074

災害時に備えてストーマ装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所にてストーマ装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ装具

を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストーマ装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストー

マ装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を

持参し、障がい福祉課の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口にみえる際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)とご本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合先 障がい福祉課
☎ 444・1074

☎ 485・5980

認知症サポーター養成講座

認知症に理解があるまちづくりの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成しています。

認知症の基礎知識と認知症の方への対応方法のポイントなどを学べる講座です。みんなで認知症になつても安心して住み続けられる優しいまちを作りましょう。

日時 2月17日(土)
午前10時～正午

場所 市役所2階 E会議室

対象 認知症について学びたい方

定員 40人(先着順)

費用 無料

申込み 2月9日(金)までにインターネット(電子申請)、または電話で

高齢福祉課地域包括支援センターへお申込みください。

問合せ先 高齢福祉課地域包括支援センター
☎ 444・3159



診察券

「特定保健指導」を受けましょう

あま市国民健康保険特定健康診査を受診された方のうち、生活習慣病等のリスクが高いと判定された方へ郵送しています。

2月の福祉ショップ「あま結び」出店情報

市内障害福祉サービス事業所等で作った食べ物やグッズを市役所1階エントランスで販売します。ぜひお立ち寄りください。

日時	出店事業所	販売品
2月21日(水) 午前11時～ 午後1時	ている(生活介護)	花苗、花鉢、ドライフルーツ、焼き菓子
	くろ一ばー (就労継続支援B型)	クラフトバンドかご、ストラップ、アイロンビーズ、クリップ、メモ帳

問合先 障がい福祉課 ☎ 485・5980 FAX444・1074

特定保健指導は、無料で利用することができます。医療機関の医療専門職や、保健師、管理栄養士等が、個人のライフスタイルや価値観に合わせて、生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報をお伝えします。案内が届いた方は、ぜひご利用ください。

健診結果提供のお願い	保健指導によって翌年度の健診結果が改善された方の例
あま市国民健康保険の加入者の方	40代後半女性
で、職場の健康診断や人間ドックを	(主な取組)運動面:子どもと公園に行き、歩く。 食事面:昼食の麺を減らして野菜を増やす。 (取組期間)半年以上
受診された40歳以上の方にも、結果	(結果)体重-3.9kg 腹囲-4cm メタボリックシンドローム「予備群」→「非該当」
を提供していただくことにより、特	参加者の声 目標についていたこと以外にも、毎日スクワットをして、たんぱく質を積極的に摂るようにしました。これからも無理なく筋力をつけて、身軽になりたいです。
定保健指導や健康教室を「案内でき	保健師のコメント 取組の成果がしっかりと出て、メタボリックシンドローム予備群から脱却できましたね。体重・腹囲だけでなく、血圧・脂質の数値も運動して改善傾向にあります。これからも継続していきましょう!

ジェネリック医薬品のメリット(例)

低価格	飲みやすい工夫
高血圧症の代表的な薬を1日2錠、30日間服用した場合(3割負担) 新薬 1,652円 差額 1,387円 ジェネリック 265円	錠剤を小さく 飲みやすい形状に 苦味や においの 改良

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売されるもので、新薬と同じ有効成分を含み、同等の效能・効果が認められた医薬品です。

製造には国が厳しい規制や基準を定めており、安全と認められたもののみが販売されています。

【愛犬が亡くなつたら】

まずは「犬の死亡届」を出してください。これは狂犬病予防法に基づき、義務付けられています。生前に渡された、登録鑑札と狂犬病予防注射済

票を添付のうえ、手続きをしてください。
【ペットが亡くなつたら】
ペットの火葬については、五条広

ぜひあなたの健康診断等の結果を、「提供ください」。

特定保健指導利用期限

3月29日(金)まで

問合先

保健医療課(保健事業グループ)

FAX 443・3555

☎ 462・6683

【「ジェネリック医薬品」をご存知ですか?】

また、ジェネリック医薬品希望シールをお薬手帳や健康保険証に貼り付けることで、簡単に使用の意思を伝えることができます。

問合先

保健医療課(保健事業グループ)

FAX 443・3555

☎ 462・6683

環境・衛生



【愛犬が亡くなつたら】
まずは「犬の死亡届」を出してください。これは狂犬病予防法に基づき、義務付けられています。生前に渡された、登録鑑札と狂犬病予防注射済

票を添付のうえ、手続きをしてください。
【ペットが亡くなつたら】
ペットの火葬については、五条広

域事務組合(構成市は、あま市・清須市)の「五条川斎苑」を「ア」利用ください。

品のため、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。処方を希望する場合は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

問合先 五条川斎苑

FAX 401・0130

☎ 401・0130

【無許可の不用品回収業者にご注意ください】

「無料で不用品を回収します」等と記載したチラシや、「不用品の回収をします」と拡声器等で案内しながら巡回しているトラブルに見覚えはありませんか?

各家庭や事業所から出るゴミを収集運搬するためには、産業・一般各種別の廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。それらの許可を持たないわゆる無許可業者で不用品処分をすると、後々不法投棄等のトラブルに巻き込まれたりする問題が多発しています。

また、回収自体は無料で済んだが、別途処分等の名目で高額な請求があつたというようなトラブルも、同じく多発しています。不用品の処分は、くれぐれも適正に行えるよう、「注意ください」。

※廃棄物の収集運搬、処理に関することは左記にお問い合わせください。

・産業廃棄物(愛知県内)
・愛知県海部県民事務所環境保全課
廃棄物対策グループ(☎ 0567・24・2132)

問合先 環境衛生課

FAX 445・3856

☎ 444・3132

【あま市公共下水道の事業計画変更案に関する縦覧について】

あま市公共下水道の事業計画変更案に関する縦覧を次のとおり行います。

【縦覧期間】 2月5日(月)～19日(月)

午前9時～午後5時(ただし、土・日曜・祝日を除く)

縦覧場所及び問合先

下水道課(木田上水道配水管理センター)

FAX 441・7137

☎ 441・7136